

# 入札説明書

## 奈良県公共工事等 電子入札システム業務委託

入札説明書一式	
I. 入札説明書 II. 附属書類 1. 仕様書（別添Ⅰ-①、別添Ⅰ-②、別添Ⅰ-③） 2. 契約条件集（別添Ⅱ-①、Ⅱ-②） 3. 様式集 (1) 適合規格承認申請書（様式1） (2) 定価見積書（様式1-2） (3) 契約履行実績証明書（様式2） (4) 入札書（様式A） (5) 入札書内訳書（様式B） (6) 委任状（様式C） (7) 一般競争入札辞退届（様式D） (8) 見積書（様式E） (9) 質問票（別紙）	4. 記載例集 (1) 適合規格承認申請書（様式1）記載例 (2) 契約履行実績証明書（様式2）記載例 (3) 入札書（様式A）記載例 (4) 入札額内訳書（様式B）記載例 (5) 委任状（様式C）記載例 (6) 一般競争入札辞退届（様式D）記載例 (7) 見積書（様式E）記載例 (8) 入札書封緘例

令和2年9月

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課

# 入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1. 公告日

令和2年9月25日（金）

## 2. 競争入札に付する調達の内容

（1） 入札物件

奈良県公共工事等電子入札システム業務委託

（2） 委託内容

奈良県公共工事等電子入札システムアウトソーシングサービス提供業務

（3） 委託期間

（導入期間） 契約締結日 ～令和3年2月28日

（運用期間） 令和3年3月1日～令和8年2月28日

（4） 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課ほか

（5） 入札方法

一般競争入札

（6） その他

詳細については、別添Ⅰ－①「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る仕様書」、別添Ⅰ－②「奈良県公共工事等電子入札システム一般競争入札方式仕様書」、別添Ⅰ－③「奈良県公共工事等電子入札システム指名競争入札方式仕様書」のとおりとします。

契約条件については、別添Ⅱ－①「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託（開発・導入）に係る契約条件集」、別添Ⅱ－②「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託（運用）に係る契約条件集」をベースとして契約書を作成する予定です。

## 3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q2」の「電算業務」①システム開発に登録をしている者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908 (ダイヤルイン)

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 平成22年4月以降、公告日までに完了した、「電子入札システムの開発及び運用保守」業務の元請実績(国又は地方公共団体が発注したもの)を有し、誠実に履行した者であること。
- (5) 本調達に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

#### 4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類(以下「入札参加資格申請書類」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

##### ア 適合規格承認申請書(様式1)及び定価見積書(様式1-2)

別添I-①「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る仕様書」、別添I-②「奈良県公共工事等電子入札システム一般競争入札方式仕様書」、別添I-③「奈良県公共工事等電子入札システム指名競争入札方式仕様書」に基づき調達する役務についての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。記載については別紙適合規格承認申請書記載例のとおりです。適合規格承認申請書には定価見積書を添付してください。なお、1年間に執行する入札件数は3,300件程度と見込んでいます。

##### イ 契約履行実績証明書(様式2)

県が別添I-①「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る仕様書」、別添I-②「奈良県公共工事等電子入札システム一般競争入札方式仕様書」、別添I-③「奈良県公共工事等電子入札システム指名競争入札方式仕様書」と同等と認める契約を締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。同等と認める契約とは、平成22年4月以降、公告日までに完了した、国又は地方公共団体を契約相手とした「電子入札システムの開発及び運用保守」実績をいいます。

履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し(契約相手方による実績を証する書類でも可)の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。

#### <提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和2年10月19日(月) 午後4時まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除きます。)
- ・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課入札契約係(奈良県分庁舎6階)  
電話：0742-27-7486 (ダイヤルイン)
- ・調整期日：令和2年10月21日(水) 午後4時まで  
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。)

#### <提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送  
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈

良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とします。
- ・提出された書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された書類は返却しません。

## 5. 入札参加資格確認結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を令和2年10月23日（金）（予定）までに書面にて通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

## 6. 入札方法

- (1) 入札は、5年分の委託金額の総額（設計、システム連携、初期設定、カスタマイズ、テスト、事前研修・説明会・模擬入札等システムの導入に係る経費及び入札等想定件数に対応したシステム利用、ヘルプデスク、研修、管理者支援、運用管理・保守等システムの運用に係る経費の合計額）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）及び入札額内訳書（様式B）を作成し、同封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式C）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書（入札額内訳書を含む。）を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式E）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う

ものとし、この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない県職員を立ち会わせて行います。

- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

## 7. 入札書（入札額内訳書を含む。）の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書（入札額内訳書を含む。）の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課入札契約係（県庁分庁舎6階）

電話：0742-27-7486（ダイヤルイン）

- (2) 入札説明会の開催

実施しません。

- (3) 入開札の日時及び場所

令和2年11月4日（水） 午前11時

奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎入札室（県庁分庁舎6階）

- (4) 郵便による入札

ア 入札書（入札額内訳書を含む。）は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便に限り、入札書（入札額内訳書を含む。）は二重封筒とし、表封筒に「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る入札書在中」と表書きし、入札書（様式A、別紙入札書記載例参照）及び入札額内訳書（様式B、別紙入札額内訳書記載例参照）を入れた内封筒（別紙入札書封緘例参照）を入れ、奈良県建設業・契約管理課長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書（入札額内訳書を含む。）は初度（1回目）入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）と再度（2回目）入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）の郵便を認めるものとし、

イ 初度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）と共に再度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）と再度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る入札書（初度入札）」および「奈良県公共工事等電子入札システム業務委託に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書（入札額内訳書を含む。）が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書（入札額内訳書を含む。）が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書（入札額内訳書を含む。）が不用となった場合は返送します。

## 8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金  
免除します。
- (3) 契約保証金  
契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。
  - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
  - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

## 9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札  
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
  - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
  - イ 入札書（入札額内訳書を含む。）に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
  - ウ 入札書（入札額内訳書を含む。）の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
  - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書（入札額内訳書を含む。）記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 入札書の入札金額と入札額内訳書の合計金額が一致しない入札
- (5) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、7の(4)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札した

ときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

- (5) 再度（２回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、２回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

### 1 1. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第 17 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

### 1 2. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

### 1 3. 手続における交渉の有無

有（４で示す入札参加資格確認の手続が必要です。）

### 1 4. 契約締結に関する条件

この調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった後、契約ができるようになります。

### 1 5. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に

当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- （７） この契約に係る購入契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 16. 契約の解除

契約締結後、契約者について15の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、15の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 17. その他

- （１） 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- （２） 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- （３） 落札者は、履行に際して、事前に県と十分打ち合わせの上、県の指示に従ってください。
- （４） 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により県の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- （５） 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

## 18. スケジュール等

### 質問の受付・回答

- ・ 質問期間：令和2年10月2日（金） 午後4時まで
- ・ 質問方法：電子メール
- ・ 質問回答：令和2年10月9日（金） 予定
- ・ 回答方法：質問のあった企業に電子メールで回答します。なお、回答はホームページにも掲載します。
- ・ 質問先：「19. その他（２）」まで

### 入札参加資格申請書類の提出

- ・ 提出期限：令和2年10月19日（月） 午後4時まで  
※調整期日（再提出） 令和2年10月21日（水） 午後4時まで
- ・ 提出物：様式1、2及び定価見積書（様式1-2）
- ・ 提出方法：持参または郵送  
※郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと  
※持参の場合は、事前に電話連絡のうえ来庁してください。

- ・提出先：奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課入札契約係（奈良県分庁舎6階）  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
電話 0742-27-7486（ダイヤルイン）  
FAX 0742-27-5313

**入札・開札**

- ・開催日時：令和2年11月4日（水） 午前11時
- ・開催場所：奈良市登大路町30番地 奈良県庁分庁舎入札室（県庁分庁舎6階）
- ・入札書の提出方法：持参または郵送  
**※郵送の場合は、令和2年11月2日（月）必着のこと**
- ・郵送による提出先：上記「入札参加資格申請書類の提出」の提出先と同じ

**落札者の通知**

- ・通知日：令和2年11月5日（木）予定

**契約締結**

**19. その他**

- （1） 各種様式（様式1、1-2、2、様式A～E、質問票）の電子データは、ホームページに掲載します。
- （2） 仕様に関わる質問等については、「質問票」により、次に示す連絡先に電子メールで行ってください。質問受付期間は、10月2日（金）午後4時までとします。回答については10月9日（金）までに、質問のあった企業に電子メールで回答します。なお、回答はホームページにも掲載します。  
E-mail：[taniguchi-yuki@office.pref.nara.lg.jp](mailto:taniguchi-yuki@office.pref.nara.lg.jp)  
（担当：県土マネジメント部建設業・契約管理課入札契約係 谷口）
- （3） 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- （4） 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- （5） 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- （6） 本システムの導入に係る経費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、下表のとおりであるので、上限額を超えないこと。

	令和2年度
システム導入に係る経費	1,264,000 円